

## 成蹊大学日本語教員養成コース規則

制 定 2026年1月28日  
大 学 評 議 会

(趣旨)

**第1条** この規則は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)(以下「日本語教育機関認定法」という。)、同法施行規則(令和5年文部科学省令第39号)(以下「法施行規則」という。)、成蹊大学文学部規則(以下「文学部規則」という。)、第6条第2項及び成蹊大学国際共創学部規則(以下「国際共創学部規則」という。)、第6条第2項の規定に基づき設置する日本語教員養成コース(以下「コース」という。)の目的、運営、履修等に関し必要な事項を定める。

(コースの目的)

**第2条** 成蹊大学(以下「本学」という。)のコースは、文学部規則及び国際共創学部規則に定める教育研究上の目的、人材養成方針等に則り、日本語を母語としない人の日本語学習を支援する「日本語教員」として社会に貢献できる人材を養成することを設置の目的とする。

2 コースの設置理念並びに日本語教員養成の目標及び計画は、別に定める。

3 本学のコースは、第1項の目的を達成するために、文学部及び国際共創学部の間で有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(自己点検及び評価)

**第3条** 本学のコースは、日本語教員養成のカリキュラムの内容、教員体制、施設及び設備、教壇実習機関との連携、コース履修者の評価その他必要な事項の状況について、毎年度、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、コースの改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(日本語教員養成協議会)

**第4条** 本学における日本語教員養成に関する基本方針及び重要事項を協議するため、成蹊大学日本語教員養成協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会に関する規則は、別に定める。

(日本語教員養成コース運営委員会)

**第5条** 本学のコースを円滑に運営し、かつ、日本語教員養成のカリキュラム編成、コース履修者への指導、学習環境の整備等に関する協議を行うため、コース運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(開設学部における委員会の設置)

**第6条** コースを開設する文学部及び国際共創学部において、当該学部で必要と認めるときは、学部内に日本語教員養成に係る委員会を設置することができる。

(コース科目の開設・運営等)

**第7条** 文学部規則及び国際共創学部規則に基づき開設する日本語教員養成コース科目の授業の運営は、運営委員会で調整の上、文学部及び国際共創学部の共同で行うものとする。

(コース科目)

**第8条** 本学のコースの授業科目及び単位は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 コースの科目を担当する教員は、各科目で指導又は教授される内容のうち、登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム(令和6年4月1日日本語教育部会決定)に示されたものに関する十分な知識及び経験を有する者の中から任命する。

(本務等教授者)

**第9条** コースに、登録日本語教員養成機関養成業務規程策定基準(令和6年4月1日総合教育政策局長決定)第4項の規定に基づく本務等教授者を置き、うち1名を主任者とする。

2 本務等教授者は、原則として、別表第1に規定する授業科目を担当する文学部又は国際共創学部  
に所属する専任教員(客員教員を含む。)から、運営委員会委員となる者とする。

(非常勤講師の選考)

**第10条** 第8条第2項に規定するコースの科目を担当する教員のうち、非常勤講師の選考については、  
候補者を運営委員会で調整した上で、成蹊大学非常勤講師の選考に関する規則の規定に基づき、文学  
部及び国際共創学部の双方で選考を行うものとする。この場合において、それぞれの学部の選考結果  
が異なる場合には、採用の可否について協議会に諮るものとする。

(定員)

**第11条** コースの定員は、原則として第2年次以上の各年次において50名とする。

(コースの登録)

**第12条** コースを履修しようとする者は、原則として第2年次の始めに所定のコース登録申請を行わ  
なければならない。

2 前項の登録申請の結果、前条に規定する定員を超過した場合には、必要に応じて選考を行うことが  
ある。

3 コース登録が認められた者は、所定の履修費を納入しなければならない。

4 第3年次以上の者が新たにコースの登録を希望する場合には、当該年次において欠員がある場合  
に限り、選考の上受け入れることがある。

(日本語教育実習)

**第13条** 日本語教育実習を履修しようとする者は、前条に定めるコースの登録を行い、かつ、履修す  
る年度の前年度末までに次の表に掲げる各区分の科目の単位を修得していなければならない。

科 目 区 分	日本語教育実習履修に 必要な修得単位数		備 考
社会・文化・地域	2以上	16以上	「日本語教育概論」を含めること。
言語と社会	2以上		
言語と心理			
言語と教育	4以上		「日本語教授法」及び「日本語教育方法論」 を含めること。
言語	2以上		「言語の構造」を含めること。

(修了)

**第14条** 学士の学位を取得した上で、別表第1に定める登録日本語教員養成に関する科目の修了に必  
要な修得単位数を修得した者には、法施行規則第72条の規定に基づき、別記様式による養成課程修了  
証書を交付する。

2 養成課程修了証書の交付を受けた者は、日本語教育機関認定法第23条第1項第1号に規定する日本  
語教員試験の基礎試験が免除されるものとする。

(修了証書の再交付)

**第15条** 前条第1項に規定する養成課程修了証書を滅失又は毀損した修了者に対して、修了証書の再  
交付を行うことができるものとする。

2 修了証書の再交付を申請する者は、その理由を記載した修了証書再交付申請書を提出しなければ  
ならない。

3 申請に係る手数料は、別に定める。

(証明書の発行)

**第16条** 本学でコースを履修した者に対しては、本人の申請に基づき、日本語教員養成コースに係る  
各種証明書を発行することができるものとする。

2 証明書発行手数料については、別に定める。

(科目等履修生等の取扱い)

**第17条** 成蹊大学科目等履修生規則に基づきコースを履修しようとする者の履修期間は、原則として  
2年を標準とする。

- 2 科目等履修生が日本語教育実習を履修するためには、原則として、1年目の終了までに第13条の表に掲げる科目の単位を修得しなければならない。
- 3 前2項の規定は、成蹊大学卒業延期制度に関する規則の適用を受けて卒業を延期した者（以下「卒業延期者」という。）又は本学大学院文学研究科に入学した者で、卒業延期が認められた年度又は本学大学院への入学年度から新たにコースを履修する場合に準用する。

（雑則）

**第18条** この規則に定めるもののほか、コースの運営、履修等に関し必要な事項は、別に定める。  
（事務の所管）

**第19条** コースに関する事務は、教務部が行う。  
（規則の改廃）

**第20条** この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。  
附 則（2026年1月28日制定）

- 1 この規則は、2026年4月1日から施行し、2026年度の入学者から適用する。
- 2 成蹊大学文学部日本語教員養成コース規則（平成6年3月2日文学部教授会制定）は、適用を受ける在学生の卒業を待って廃止する。
- 3 前項に掲げる規則の廃止後に、当該規則に基づきコースを修了した者がコース修了証明書の発行を希望する場合には、日本語教育機関の告示基準（平成28年7月22日出入国在留管理庁策定）第1条第1項第13号ロの規定を満たす者として、別に定めるコース修了証明書を発行することができるものとする。

**別表第1** 登録日本語教員養成に関する科目 (第8条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	必選区分	授業科目名・単位数	学部等	修了に必要な 修得単位数		
社会・文化 ・地域	必修	日本語教育概論②	共通	2	4 以上	26 以上
	選択	国際文化交流論②	全学 共通			
		国際文化論②      グローバリゼーションの社会学②	文			
		現代文化論②      現代地域論② 国際日本文化論②	国際 共創			
言語と社会	選択 必修	日本語教育事情②      言語学講義 (言語と社会) ②	共通	2 以上	4 以上	
	選択	民族文化論②      教育社会学② 複言語・複文化主義②	文			
		多文化社会と言語政策②	国際 共創			
言語と心理	必修	日本語の学習と習得②	共通	2	2 以上	
	選択	心理学の基礎②      社会心理学入門②	全学 共通			
		教育心理学②	教職 ※			
		ことばと認知②	国際 共創			
言語と教育	必修	日本語教授法②      日本語教育方法論② 日本語教育演習②	共通	6	6 以上	
	選択	日本語教育理解と実践②	共通			
言語	必修	言語の構造②	共通	2	6 以上	
	選択	対照言語学②	共通			
		日本語研究の基礎②      日本語の構造②	文			
		日本語学入門A②      日本語学入門B②	国際 共創			
		ことばと文化②				
		成蹊グローバルセミナーA② 成蹊グローバルセミナーB②	全学 共通			
		コミュニケーション論入門② 英語圏文化研究 (異文化コミュニケーション) ②	文			

(注)

- 1 教育心理学は、国際共創学部学生は履修不可。
- 2 文学部学生が国際共創学部の授業科目を、国際共創学部学生が文学部の授業科目を、それぞれ履修しようとする場合には、所定の他学部履修申請手続きを行わなければならない。

**別表第2** 日本語教育実習に関する科目 (第8条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

必選区分	学部等	授業科目名・単位数
必修	共通	日本語教育実習①

別記様式 (第14条関係)

養 成 課 程 修 了 証 書			
		第	号
氏 名		年 月 日	生
本籍地又は国籍等			
住 所			
上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律 (令和五年法律第四十一号) に規定する養成課程を修了したことを証明する。			
養成課程の修了年月日	年	月	日
		年	月 日
	養成課程登録番号 XXXXXXXXXXX		
学校法人成蹊学園理事長			